

原告の立証計画は、以下のとおりである。

1 原告本人

(立証事項) 原告主張事実全般

2 証人 一色貞輝(被告豊中市長)

(立証事項) 市長・助役の判断で組織変更の名による原告排除が決定された事実及び原告による計画の見直し要請があった後も、市長・助役の判断で計画変更がなされなかった事実を立証する

3 証人 芦田英機(被告豊中市助役)

(立証事項) 市長・助役の判断で組織変更の名による原告排除が決定された事実及び原告による計画の見直し要請があった後も、市長・助役の判断で計画変更がなされなかった事実を立証する

4 証人 高橋叡子(被告財団理事長)

(立証事項) 組織変更案や後任館長候補者への打診、内諾状況につき、本郷部長や山本事務局長から、いつ、いかなる報告を受け、いかなる指示をおこなっていたか、選考委員をいかなる基準で選任し面接試験をどのように実施したか等を明らかにすることにより、面接試験実施前に原告排除がすでに決定されていた事実を立証する

5 証人 本郷和平(被告豊中市人権文化部長)

(立証事項) 原告の契約更新手続、組織変更決定に至る経緯、館長候補者のリストアップ過程、桂及び寝屋川市に対する説得活動、市長・助役との折衝状況、面接試験状況等を明らかにすることにより、被告豊中市が主導して、原告排除を決

定した事実を立証する

6 証人 山本瑞枝(被告財団元事務局長)

(立証事項) 原告や財団事務局に諮ることなく、もっぱら被告豊中市職員と協議して組織変更案の作成を進めた経緯や理事長への報告状況を明らかにすることによって、被告豊中市主導の下、被告財団が原告を不当に排除した事実を立証する

7 証人 桂容子(被告財団現館長兼事務局長)

(立証事項) 館長就任の打診を受けたときの状況、本郷部長らから受けた説得内容、面接内容等、現館長就任に至った経緯を明らかにすることによって、選考をおこなうまでもなく、桂の就任が確約されていたことを立証する

8 証人 伊田広行 (元大阪経済大学教授)

(立証事項) 証人は、ジェンダー論、女性政策等の研究者であり、すべておいても、ジェンダーに関する講演をおこなった経歴がある。「女性ニュース」に掲載された原告解雇に関する情報を見て、被告豊中市長に対し、抗議文書を送付したところ、被告豊中市男女共同参画課幹部2名の来訪を受け、報道は事実でない旨説明され、原告に与せぬようにとの趣旨の説得を受けた事実、及び、バックラッシュの実情について明らかにすることによって、被告らがバックラッシュに屈して原告を排除した事実を立証する。